

## 議案第73号

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年11月26日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区長等の給与等に関する条例（昭和32年杉並区条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1区長の項中「1,112,600円」を「1,110,900円」に改め、同表副区長の項中「891,400円」を「890,100円」に改める。

第2条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和54年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「76万4,000円」を「76万2,900円」に改める。

第3条 杉並区監査委員の給与等に関する条例（平成3年杉並区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「68万7,200円」を「68万6,200円」に改め、同項第2号中「66万8,400円」を「66万7,400円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 平成26年3月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の杉並区長等の給与等に関する条例第5条、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第8条又は杉並区監査委員の給与等に関する条例第4条第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) 平成25年4月1日（同月2日から平成26年3月1日までの間に新たに区長、副区長、教育委員会教育長又は常勤の監査委員（以下この号において

- 「区長等」という。)となった者にあつては、新たに区長等となった日)において区長等が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に100分の0.14を乗じて得た額(次項において「基礎額」という。)に、平成25年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において区長等として在職しなかつた期間がある者にあつては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額
- (2) 平成25年6月に支給された期末手当の額に100分の0.14を乗じて得た額
- (3) 平成25年12月に支給された期末手当の額に100分の0.14を乗じて得た額
- 3 基礎額又は前項第2号若しくは第3号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(提案理由)

区長等の給料月額を改定する必要がある。

## 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

## 第2条による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（給料） 第2条 教育長の給料の額は、月額 <u>76万2,900円</u> とする。	（給料） 第2条 教育長の給料の額は、月額 <u>76万4,000円</u> とする。

## 第3条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（給料及び報酬） 第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。 （1）代表監査委員 月額 <u>68万6,200円</u> （2）その他の監査委員 月額 <u>66万7,400円</u> 2及び3 略	（給料及び報酬） 第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。 （1）代表監査委員 月額 <u>68万7,200円</u> （2）その他の監査委員 月額 <u>66万8,400円</u> 2及び3 略

## 給料月額の変定の概要

## 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容																				
給 料	<p>給料月額を 0.15%引き下げる。</p> <table border="1" data-bbox="555 656 1356 898"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 656 935 696">職名</th> <th data-bbox="935 656 1142 696">現行</th> <th data-bbox="1142 656 1356 696">改正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 696 935 736">区 長</td> <td data-bbox="935 696 1142 736">1,112,600 円</td> <td data-bbox="1142 696 1356 736">1,110,900 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 736 935 777">副 区 長</td> <td data-bbox="935 736 1142 777">891,400 円</td> <td data-bbox="1142 736 1356 777">890,100 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 777 935 817">教 育 長</td> <td data-bbox="935 777 1142 817">764,000 円</td> <td data-bbox="1142 777 1356 817">762,900 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 817 935 857">代表監査委員（常勤）</td> <td data-bbox="935 817 1142 857">687,200 円</td> <td data-bbox="1142 817 1356 857">686,200 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 857 935 898">その他の監査委員（常勤）</td> <td data-bbox="935 857 1142 898">668,400 円</td> <td data-bbox="1142 857 1356 898">667,400 円</td> </tr> </tbody> </table>			職名	現行	改正	区 長	1,112,600 円	1,110,900 円	副 区 長	891,400 円	890,100 円	教 育 長	764,000 円	762,900 円	代表監査委員（常勤）	687,200 円	686,200 円	その他の監査委員（常勤）	668,400 円	667,400 円
職名	現行	改正																			
区 長	1,112,600 円	1,110,900 円																			
副 区 長	891,400 円	890,100 円																			
教 育 長	764,000 円	762,900 円																			
代表監査委員（常勤）	687,200 円	686,200 円																			
その他の監査委員（常勤）	668,400 円	667,400 円																			
施 行 期 日 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成 26 年 1 月 1 日から施行する。</li> <li>2 平成 26 年 3 月支給の期末手当の額について、平成 25 年 4 月からの年間給与に係る必要な調整措置を講ずる。</li> </ol>																				